

自衛隊法施行令等の一部を改正する政令案参照条文 目次

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）（国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）による改正後のもの）	1
○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）（国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）による改正後のもの）	8
○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）	9
○ 自衛隊員倫理法（平成十一年法律第三百十号）（抄）	10
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）	11
○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（抄）	11
○ 防衛人事審議会令（平成十二年政令第二百六十一号）（抄）	14
○ 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（抄）	15

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）（国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）による改正後のもの）

（定義）

第二条 （略）

2・3 4 （略）

5 この法律（第九十四条の六第三号を除く。）において「隊員」とは、防衛省の職員で、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与、防衛大臣秘書官、第一項の政令で定める合議制の機関の委員、同項の政令で定める部局に勤務する職員及び同項の政令で定める職にある職員以外のものをいうものとする。

（病院）

第二十七条 病院においては、隊員その他政令で定める者の診療を行うとともに、診療に従事する隊員の当該専門技術に関する訓練又は看護に従事する隊員の養成及び医療その他の衛生に関する調査研究を行う。

2・3 （略）

（非常勤の隊員等の特例）

第三十四条 予備自衛官、即ち予備自衛官及び予備自衛官補以外の非常勤の隊員、臨時的に任用された隊員、学生、生徒、法律により任期を定めて任用された隊員（第三十六条の規定により任用期間を定めて任用された自衛官を除く。）、第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項若しくは第四十五条の二第一項の規定により採用された隊員又は条件付採用期間中の隊員に対するこの章の規定の適用については、その職務と責任の特殊性に基づいて、政令で同章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の特例（罰則の特例にあつては、当該罰則を適用しないこととするものに限る。）を定めることができる。

（自衛官以外の隊員への定年退職者等の再任用）

第四十四条の四 任命権者は、次に掲げる者（次条において「定年退職者等」という。）を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する官職に採用することができる。ただし、その者がその者を採用しようとする官職に係る定年に達していないときは、この限りでない。

一 第四十四条の二第一項の規定により退職した者

二 前条の規定により勤務した後退職した者

三 定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮し前二号に準ずるものとして政令で定める者

四 第四十五条第一項の規定により退職した者

五 第四十五条第三項又は第四項の規定により勤務した後退職した者

六 第四十五条第一項に規定する定年に達した日の翌日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮し前二号に準ずるものとして政令で定める者

七 国家公務員法の規定により退職した者であつて第一号、第二号又は第三号に準ずるものとして政令で定める者

2・3 (略)

第四十四条の五 任命権者は、定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の官職（当該官職を占める隊員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種のものを占める隊員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものをいう。第三項において同じ。）に採用することができる。

2・3 (略)

（自衛官への定年退職者等の再任用）

第四十五条の二 任命権者は、前条第一項の規定により退職した者又は同条第三項若しくは第四項の規定により勤務した後退職した者を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年（任期の末日がその者が年齢六十年に達する日前となる場合にあつては、三年）を超えない範囲内で任期を定め、教育、研究、補給その他防衛大臣の定める業務を行うことを職務とする常時勤務を要する官職に引き続いて採用することができる。

2・4 (略)

（学生又は生徒の分限及び懲戒の特例）

第四十八条 (略)

2・4 (略)

5 前項に定めるもののほか、学生又は生徒の分限及び懲戒の効果に関し必要な事項は、政令で定める。

（他の隊員についての依頼等の規制）

第六十五条の二 隊員は、営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）に対し、他の隊員をその離職後に、若しくは隊員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人（当該営利企業等に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）を支配されている法人として政令で定めるものをいう。以下同じ。）の地位に就かせることを目的として、当該隊員若しくは隊員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該隊員をその離職後に、若しくは隊員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 陸上幕僚監部、海上幕僚監部若しくは航空幕僚監部又は陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の部隊若しくは機関に置かれる組織であつて第六十五条の十第一項に規定する就職の援助に関する事務を処理するものに属する隊員のうちから防衛大臣が指定する者が若年定年等隊員（次のイ

からハまでのいずれかに該当する隊員をいう。以下同じ。）に係る当該就職の援助を目的として行う場合
イ 定年が年齢六十年に満たないとされている自衛官

ロ 第三十六条の規定により任用期間を定めて任用された自衛官

ハ 第四十五条の二第一項の規定により採用された自衛官で、同項の任期又は同条第二項の規定により更新された任期の末日の年齢が六十年に達していないもの

二 (略)

3 前項第二号の「退職手当通算法人」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、隊員が任命権者の要請に応じ、引き続き当該法人の役員又は当該法人に使用される者となつた場合に、隊員としての勤続期間を当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。）をいう。

4 第二項第二号の「退職手当通算予定隊員」とは、任命権者の要請に応じ、引き続き退職手当通算法人（前項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職することとなる隊員であつて、当該退職手当通算法人に在職した後、特別の事情がない限り引き続き選考による採用が予定されている者のうち政令で定めるものをいう。

（在職中の求職の規制）

第六十五条の三 隊員は、利害関係企業等（営利企業等のうち隊員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）に対し、離職後に当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 (略)

二 在職する局等組織（防衛省に置かれる官房又は局、施設等機関その他これらに準ずる部局又は機関として政令で定めるものをいう。以下同じ。）の意思決定の権限を実質的に有しない官職又は階級として政令で定めるものにある隊員が行う場合

三 (略)

四 一般定年等隊員（若年定年等隊員以外の隊員をいう。以下同じ。）が官民人材交流センターから紹介された利害関係企業等との間で、当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことに関して行う場合

五 隊員が利害関係企業等に対し、当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認め

られる場合として政令で定める場合において、政令で定める手続により若年定年等隊員にあつては防衛大臣の、一般定年等隊員にあつては内閣総理大臣の承認を得て、当該承認に係る利害関係企業等に対して行う場合

- 3 防衛大臣は、前項第五号に規定する承認を行い、又は行わないこととする場合には、防衛省令で定めるところにより、政令で定める審議会等（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

4 （略）

- 5 防衛大臣は、前項に規定する不服申立てを受けてこれに対する決定を行う場合には、審議会に付議し、その議決に基づいて行わなければならない。

- 6 国家公務員法第六六条の三第三項から第五項までの規定は、内閣総理大臣が行う第二項第五号に規定する承認について準用する。
（再就職者による依頼等の規制）

第六十五条の四 隊員であつた者であつて離職後に営利企業等の地位に就いている者（退職手当通算予定隊員であつた者であつて引き続いて退職手当通算法人の地位に就いている者（以下「退職手当通算離職者」という。）を除く。以下「再就職者」という。）は、離職前五年間に在職していた局等組織に属する隊員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、防衛省と当該営利企業等若しくはその子法人との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務（以下「契約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

- 2 前項の規定によるもののほか、再就職者のうち、防衛省の内部部局に置かれる部の部長若しくは課の課長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに、離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた局等組織に属する隊員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

- 3 前二項の規定によるもののほか、再就職者のうち、防衛省の事務次官若しくは内部部局に置かれる局の局長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに就いていた者は、隊員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて防衛省の所掌に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

- 4 前三項の規定によるもののほか、再就職者は、隊員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、防衛省と営利企業等（当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）若しくはその子法人との間の契約であつて防衛省においてその締結について自らが決定したもの又は防衛省による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

- 5 前各項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 防衛省から委託を受けた者が行う当該委託に係るものを遂行するために必要な場合、又は国の事務若しくは事業と密接な関連を有する業務として政令で定めるものを行うために必要な場合

二 防衛省に対する権利若しくは義務を定めている法令の規定若しくは防衛省との間で締結された契約に基づき、権利を行使し、若しくは義務を履行する場合、防衛省の処分により課された義務を履行する場合又はこれらに類する場合として政令で定める場合

三〇五 (略)

六 再就職者が隊員（これに類する者を含む。以下この号において同じ。）に対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合において、政令で定める手続により離職の際に若年定年等隊員であつた再就職者にあつては防衛大臣の、離職の際に一般定年等隊員であつた再就職者にあつては内閣総理大臣の承認を得て、再就職者が当該承認に係る隊員に対し、当該承認に係る契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼する場合

6 防衛大臣は、前項第六号に規定する承認を行い、又は行わないこととする場合には、防衛省令で定めるところにより、審議会の意見を聴かなければならない。

7 (略)

8 防衛大臣は、前項に規定する不服申立てを受けてこれに対する決定を行う場合には、審議会に付議し、その議決に基づいて行わなければならない。

9 国家公務員法第六条の四第六項から第八項までの規定は、内閣総理大臣が行う第五項第六号に規定する承認について準用する。

10 隊員は、第五項各号に掲げる場合を除き、再就職者から第一項から第四項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたときは、政令で定めるところにより、当該再就職者が離職の際に若年定年等隊員であつた場合にあつては防衛大臣に、当該再就職者が離職の際に一般定年等隊員であつた場合にあつては再就職等監察官に、その旨を届け出なければならない。

(審議会への権限の委任)

第六十五条の六 防衛大臣は、前条の規定による権限を審議会に委任する。

(懲戒手続等)

第六十五条の七 防衛大臣は、若年定年等隊員又は離職の際に若年定年等隊員であつた者の違反行為に関して懲戒その他の処分を行おうとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

2 審議会は、防衛大臣に対し、この節の若年定年等隊員又は離職の際に若年定年等隊員であつた者に係る規定の適切な運用を確保するために必要と認められる措置に関し、意見を述べることができる。

(防衛大臣への届出等)

第六十五条の十一 隊員（退職手当通算予定隊員を除く。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、防衛省令で定めるところにより、任命権者が防衛大臣であるときは防衛大臣に、任命権者が防衛大臣以外の者であるときは当該任命権者を通じて防衛大臣に、政令で定める事項を届け出なければならない。

2 任命権者は、前項の規定による届出があつたときは、第六十五条の三第一項の規定の趣旨を踏まえ、当該届出をした隊員の任用及び補職を行うものとする。

3 管理又は監督の地位にある隊員の官職として政令で定めるものに就いている隊員（以下「管理職隊員」という。）であつた者（退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。）は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合（第一項の規定による届出をした場合を除く。）には、あらかじめ、防衛省令で定めるところにより、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

一 特定独立行政法人以外の独立行政法人

二 特殊法人（法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものをいう。）

三 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。）

四 公益社団法人又は公益財団法人（国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限る。）

4 管理職隊員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（前項第二号及び第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、第一項又は前項の規定による届出を行つた場合、日々雇い入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、防衛省令で定めるところにより、速やかに、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

5 防衛大臣は、第一項及び前二項の規定による届出（第一項の規定による届出にあつては、管理職隊員がしたものに限る。）を受けた事項について、遅滞なく、政令で定めるところにより、内閣に報告しなければならない。

6 内閣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、政令で定める事項を公表するものとする。

（再就職後の公表）

第六十五条の十二 在職中に第六十五条の三第二項第五号の承認を得た管理職隊員が離職後に当該承認に係る営利企業等の地位に就いた場合には、防衛大臣は、防衛省令で定めるところにより、その者の離職後二年間（その者が当該営利企業等の地位に就いている間に限る。）、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一 三 （略）

四 その他政令で定める事項

(部内の秩序維持に専従する者の権限)

第九十六条 自衛官のうち、部内の秩序維持の職務に専従する者は、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる犯罪については、政令で定めるものを除き、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定による司法警察職員として職務を行う。

一 三 (略)

2・3 (略)

(教育訓練の受託)

第百条の二 防衛大臣は、防衛省本省の防衛大学校、防衛医科大学校その他の文教研修施設、情報本部、防衛監察本部若しくは地方防衛局若しくは防衛装備庁において隊員以外の者について教育訓練を実施することの委託を受けた場合において相当と認めるとき、防衛省設置法第二十六条に規定する機関若しくは自衛隊の学校において外国人について教育訓練を実施することの委託を受けた場合において相当と認めるとき、又は政令で定める技術者の教育訓練を実施することの委託を受けた場合において他に教育訓練の施設がないと認めるときは、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該委託を受け、及びこれを実施することができる。この場合における当該隊員以外の者の処遇については、教育訓練に必要な限度において、隊員に準じて政令で定める。

2・4 (略)

第百十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第六十五条の四第一項の規定に違反する行為(職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼する行為に限る。)

四 第六十五条の四第二項の規定に違反する行為(職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼する行為に限る。)

五 第六十五条の四第三項の規定に違反する行為(職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼する行為に限る。)

六 第六十五条の四第四項の規定に違反する行為(職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼する行為に限る。)

七 第三号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼を受けた隊員であつて、当該要求又は依頼を受けたことにより、職務上不正な行為をし、又は相当な行為をしなかつた者

八 (略)

2 (略)

第百十八条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役に処する。ただし、刑法に正条があるときは、同法による。

一 職務上不正な行為（第六十五条の二第二項又は第六十五条の三第一項の規定に違反する行為を除く。次号において同じ。）をすること若しくはしたこと、又は相当の行為をしないこと若しくはしなかったことに關し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の隊員をその離職後に、若しくは隊員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した隊員

二 職務に關し、他の隊員に職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、若しくは唆すこと、又は要求し、依頼し、若しくは唆したことに關し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の隊員をその離職後に、若しくは隊員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した隊員

三 前号の職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、又は唆した行為の相手方であつて、同号の要求又は約束があつたことの情を知つて職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつた隊員

第百二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第六十五条の四第一項から第四項までの規定に違反して、隊員又はこれらの規定に規定する隊員に類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務に關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼した者（職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した者を除く。）

二 第六十五条の十一第三項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

○国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）（抄）（国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）による改正後のもの）

（定年退職者等の再任用）

第八十一条の四 任命権者は、第八十一条の二第一項の規定により退職した者若しくは前条の規定により勤務した後退職した者若しくは定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして人事院規則で定める者（以下「定年退職者等」という。）又は自衛隊法の規定により退職した者であつて定年退職者等に準ずるものとして人事院規則で定める者（次条において「自衛隊法による定年退職者等」という。）を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する官職に採用することができる。ただし、その者がその者を採用しようとする官職に係る定年に達していないときは、この限りでない。

②・③ （略）

第八十一条の五 任命権者は、定年退職者等又は自衛隊法による定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の官職（当該官職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と

同種ものを占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものをいう。第三項において同じ。）に採用することができる。

②・③ (略)

(在職中の求職の規制)

第百六条の三 (略)

② (略)

③ 前項第四号の規定による内閣総理大臣が承認する権限は、再就職等監視委員会に委任する。

④ 前項の規定により再就職等監視委員会に委任された権限は、政令で定めるところにより、再就職等監察官に委任することができる。

⑤ (略)

(再就職者による依頼等の規制)

第百六条の四 (略)

②・⑤ (略)

⑥ 前項第六号の規定による内閣総理大臣が承認する権限は、再就職等監視委員会に委任する。

⑦ 前項の規定により再就職等監視委員会に委任された権限は、政令で定めるところにより、再就職等監察官に委任することができる。

⑧・⑨ (略)

(委員長及び委員の任命)

第百六条の八 委員長及び委員は、人格が高潔であり、職員の退職管理に関する事項に関し公正な判断をすることができ、法律又は社会に関する学識経験を有する者であつて、かつ、役職員又は自衛隊員としての前歴（検察官その他の職務の特殊性を勘案して政令で定める者としての前歴を除く。）を有しない者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

②・③ (略)

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

(審議会等)

第八条 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他の学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

(事務次官及び庁の次長等)

第十八条 (略)

2・3 (略)

4 各省及び各庁には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、法律（庁にあつては、政令）でこれを定める。

(内部部局の職)

第二十一条 (略)

2 官房には、長を置くことができるものとし、その設置及び職務は、政令でこれを定める。

3 局、部又は委員会の事務局には、次長を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。

4 官房、局若しくは部（実施庁に置かれる官房及び部を除く。）又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。官房又は部を置かない庁（実施庁を除く。）にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

5 実施庁に置かれる官房又は部には、政令の定める数の範囲内において、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、省令でこれを定める。官房又は部を置かない実施庁にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

○自衛隊員倫理法（平成十一年法律第百三十号）（抄）

(定義等)

第二条 (略)

2 この法律において、「部員級以上の自衛隊員」とは、次に掲げる自衛隊員（第一号、第三号及び第四号に掲げる自衛隊員については、防衛省の職員）の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「給与法」という。）第十一条の三第一項に規定する俸給の特別調整額の支給を受ける者に限る。）をいう。

一 給与法別表第一自衛隊教官俸給表の適用を受ける自衛隊員であつて、同表の職務の級二級以上のもの

二 給与法第四条第一項の規定により一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）別表第一イ行政職俸給表(一)の適用を受ける自衛隊員であつて、同表の職務の級五級以上のもの

三 給与法第四条第一項の規定により一般職給与法別表第六イ教育職俸給表(一)の適用を受ける自衛隊員であつて、同表の職務の級三級以上のもの

四 給与法第四条第一項の規定により一般職給与法別表第六ロ教育職俸給表(二)の適用を受ける自衛隊員であつて、同表の職務の級三級以上のもの

五 給与法第四条第一項の規定により一般職給与法別表第七研究職俸給表の適用を受ける自衛隊員であつて、同表の職務の級四級以上のもの

六 給与法第四条第一項の規定により一般職給与法別表第八イ医療職俸給表(一)の適用を受ける自衛隊員であつて、同表の職務の級三級以上のもの
七 給与法第四条第一項の規定により一般職給与法別表第八ロ医療職俸給表(二)の適用を受ける自衛隊員であつて、同表の職務の級六級以上のもの
八 給与法第四条第一項の規定により一般職給与法別表第八ハ医療職俸給表(三)の適用を受ける自衛隊員であつて、同表の職務の級六級以上のもの
九 給与法第四条第一項の規定により一般職給与法別表第十専門スタッフ職俸給表の適用を受ける自衛隊員
十 給与法第四条第一項の規定により一般職給与法別表第十一指定職俸給表の適用を受ける自衛隊員
十一 給与法第四条第二項の規定により一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百二十五号。次項において「一般職任期付職員法」という。)第七条第一項の俸給表に定める額の俸給を受ける自衛隊員
十二 給与法第四条第三項の規定により一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)第六条第一項の俸給表に定める額の俸給を受ける自衛隊員
十三 三等陸佐、三等海佐又は三等空佐以上の自衛隊員

3 5 (略)

○防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)(抄)

(俸給の特別調整額)

第十一条の三 管理又は監督の地位にある職員の官職のうち政令で指定するものについては、その特殊性に基き、俸給月額につき、政令で適正な特別調整額を定めることができる。

2 (略)

(食事の支給)

第二十条 政令で定める職員には、政令で定めるところにより、食事を支給する。

○自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)(抄)

目次

第一章 総則

第一節 自衛隊から除かれる機関等(第一条)

第二節 自衛隊の旗(第一条の二)

第三節 表彰(第一条の三―第五条)

第二章 部隊

第一節 陸上自衛隊の部隊

第一款 組織及び編成（第六条―第十三条）

第二款 警備区域（第十四条）

第二節 海上自衛隊の部隊

第一款 組織及び編成（第十五条―第二十六条）

第二款 警備区域（第二十七条）

第三節 航空自衛隊の部隊（第二十八条―第三十条の十三）

第四節 共同の部隊（第三十条の十四―第三十条の十七）

第五節 補職の特例及び委任規定（第三十一条・第三十二条）

第三章 機関

第一節 学校（第三十三条―第三十八条の四）

第二節 補給処（第三十九条―第四十三条）

第三節 病院（第四十四条―第四十七条）

第四節 地方協力本部（第四十八条―第四十八条の三）

第五節 研究本部（第四十八条の四）

第六節 補給統制本部（第四十八条の五・第四十八条の六）

第七節 補給本部（第四十八条の七―第四十八条の九）

第八節 委任規定（第四十九条）

第四章 駐屯地及び駐屯地司令並びに基地及び基地司令（第五十条―第五十一条の四）

第五章 隊員

第一節 通則（第五十一条の五―第五十三条）

第二節 任免、分限等（第五十三条の二―第六十四条）

第三節 不服申立て（第六十五条―第八十五条）

第四節 政治的目的及び政治的行為（第八十六条・第八十七条）

第五節 （略）

第六節 予備自衛官

第一款 招集（第八十八条―第九十七条）

第二款 届出等（第九十八条―第一百二条）

第七節 即応予備自衛官

第一款 招集（第一百二条の二―第一百二条の六）

第二款 届出等（第一百二条の七）

第八節 予備自衛官補

第一款 招集（第一百二条の八―第一百二条の十二）

第二款 届出等（第一百二条の十三）

第六章 自衛隊の行動及び権限

第一節 海上保安庁に対する指揮（第一百三條）

第二節 治安出動及び災害派遣の要請手続等（第一百四條―第一百八条の二）

第三節 防衛出動時の緊急通行による損失の補償の申請（第一百八条の三）

第四節 警務官等の権限等（第一百九条―第一百十三条）

第七章 雑則（第一百十四条―第一百六十二條）

附則

（診療の対象）

第四十六條 法第二十七條第一項に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 （略）

三 隊員（予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補その他非常勤の者を除く。以下この号において同じ。）の被扶養者（国家公務員共済組合法第二條第一項第二号に規定する被扶養者をいう。以下この号において同じ。）及び隊員であつた者の被扶養者で、それぞれ同法第五十七條又は第五十九條の規定により家族療養費の支給を受けるべきもの

2 病院においては、前項各号に掲げる者のほか、武力攻撃事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二條第二号に規定する武力攻撃事態をいう。）に際し、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第十七号）第二十四條第一項に規定する被收容者の診療を行うことができる。

3 病院においては、前二項に規定する者の診療に支障を及ぼさない限度において、防衛大臣の定めるところにより、これらの者以外の者の診療を行う

ことができる。

第五十三条 (略)

2 法第四十条、第四十二条から第四十四条まで及び第四十九条の規定は、非常勤隊員で六月以内の期間を定めて任用されるものについては、適用しない。

3 (略)

(休学の期間及び効果)

第六十一条 法第四十八条第二項第一号の規定による休学の期間は、休養を要する程度に応じ、一年を超えない範囲内において、防衛大学校若しくは防衛医科大学校の長又は陸上自衛隊高等工科学校の校長（以下「学校長等」という。）が定める。この休学の期間が一年に満たない場合においては、休学にした日から引き続き一年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

2 法第四十八条第二項第二号の規定による休学の期間は、刑事事件が裁判所に係属する間とする。

3 (略)

4 学校長等は、休学者について休学の事由が消滅したときは、速やかに、その者を復学させなければならない。

(食事)

第二百二十六条の六 教育訓練のため必要があると認めるときは、教育訓練を受ける者に対し、防衛省の職員の給与等に関する法律第二十條の規定により隊員に支給される食事を適正な対価で支給することができる。

2 (略)

○防衛人事審議会令（平成十二年政令第二百六十一号）（抄）

(分科会)

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
公正審査分科会	自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十九条第四項の規定により、審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
(略)	(略)

2 (略)

3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。

4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。

5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(幹事)

第七条 審議会に、幹事を置く。

2 (略)

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

○職員の出職管理に関する政令(平成二十年政令第三百八十九号)(抄)

(退職手当通算法人)

第二条 法第百六条の二第三項の政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。

一 沖縄振興開発金融公庫

二 首都高速道路株式会社

三 株式会社日本政策金融公庫

四 株式会社日本政策投資銀行

五 阪神高速道路株式会社

六 日本消防検定協会

七 成田国際空港株式会社

八 国家公務員共済組合連合会

九 本州四国連絡高速道路株式会社

十 日本私立学校振興・共済事業団

十一 軽自動車検査協会

十二 日本下水道事業団

十三 消防団員等公務災害補償等共済基金

- 十四 企業年金連合会
- 十五 石炭鉱業年金基金
- 十六 小型船舶検査機構
- 十七 高圧ガス保安協会
- 十八 自動車安全運転センター
- 十九 放送大学学園
- 二十 日本商工会議所
- 二十一 地方職員共済組合
- 二十二 警察共済組合
- 二十三 中央労働災害防止協会
- 二十四 地方公務員災害補償基金
- 二十五 預金保険機構
- 二十六 危険物保安技術協会
- 二十七 中央職業能力開発協会
- 二十八 地方公務員共済組合連合会
- 二十九 全国市町村職員共済組合連合会
- 三十 削除
- 三十一 日本たばこ産業株式会社
- 三十二 日本電信電話株式会社
- 三十三 北海道旅客鉄道株式会社
- 三十四 四国旅客鉄道株式会社
- 三十五 九州旅客鉄道株式会社
- 三十六 日本貨物鉄道株式会社
- 三十七 社会保険診療報酬支払基金
- 三十八 国民年金基金連合会
- 三十九 公立学校共済組合

- 四十 日本中央競馬会
- 四十一 東日本電信電話株式会社
- 四十二 西日本電信電話株式会社
- 四十三 原子力発電環境整備機構
- 四十四 国立大学法人
- 四十五 大学共同利用機関法人
- 四十六 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
- 四十七 東日本高速道路株式会社
- 四十八 中日本高速道路株式会社
- 四十九 西日本高速道路株式会社
- 五十 日本郵政株式会社
- 五十一 日本司法支援センター
- 五十二 削除
- 五十三 日本郵便株式会社
- 五十四 株式会社商工組合中央金庫
- 五十五 地方競馬全国協会
- 五十六 農水産業協同組合貯金保険機構
- 五十七 銀行等保有株式取得機構
- 五十八 地方公共団体金融機構
- 五十九 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
- 六十 全国健康保険協会
- 六十一 株式会社産業革新機構
- 六十二 株式会社地域経済活性化支援機構
- 六十三 日本年金機構
- 六十四 漁船保険中央会
- 六十五 全国土地改良事業団体連合会

- 六十六 全国中小企業団体中央会
- 六十七 全国商工会連合会
- 六十八 漁業共済組合連合会
- 六十九 日本銀行
- 七十 日本弁理士会
- 七十一 東京地下鉄株式会社
- 七十二 日本アルコール産業株式会社
- 七十三 原子力損害賠償・廃炉等支援機構
- 七十四 沖縄科学技術大学院大学学園
- 七十五 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
- 七十六 株式会社国際協力銀行
- 七十七 新関西国際空港株式会社
- 七十八 株式会社農林漁業成長産業化支援機構
- 七十九 株式会社民間資金等活用事業推進機構
- 八十 株式会社海外需要開拓支援機構
- 八十一 地方公共団体情報システム機構
- 八十二 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構
- 八十三 広域的運営推進機関

(求職の承認の附帯条件)

第十条 委員会等は、求職の承認の申請があつた場合において、公務の公正性を確保するために必要があると認めるときは、当該求職の承認に際し必要な条件を付することができる。

2 委員会等は、前項の規定による条件に違反したときは、求職の承認を取り消すことができる。

(管理職職員であつた者の再就職の届出の対象となる地位)

第二十八条 法第六十六条の二十四第一項の役員その他の地位であつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 役員（非常勤のものを除く。）
- 二 前号に掲げるもののほか、法令の規定により内閣若しくは内閣総理大臣若しくは各省大臣により任命されることがとされている地位又は法令の規定

により任命若しくは選任に関し行政庁の認可を要する地位

(内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る特殊法人)

第三十条 法第百六条の二十四第一項第二号の政令で定める法人は、次に掲げるものをいう。

- 一 沖縄振興開発金融公庫
- 二 株式会社商工組合中央金庫
- 三 株式会社日本政策金融公庫
- 四 株式会社日本政策投資銀行
- 五 削除
- 六 九州旅客鉄道株式会社
- 七 四国旅客鉄道株式会社
- 八 首都高速道路株式会社
- 九 東京地下鉄株式会社
- 十 中日本高速道路株式会社
- 十一 成田国際空港株式会社
- 十二 西日本高速道路株式会社
- 十三 日本アルコール産業株式会社
- 十四 日本貨物鉄道株式会社
- 十五 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
- 十六 日本私立学校振興・共済事業団
- 十七 日本たばこ産業株式会社
- 十八 日本中央競馬会
- 十九 日本電信電話株式会社
- 二十 日本放送協会
- 二十一 日本郵政株式会社
- 二十二 阪神高速道路株式会社
- 二十三 東日本高速道路株式会社

- 二十四 北海道旅客鉄道株式会社
- 二十五 本州四国連絡高速道路株式会社
- 二十六 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
- 二十七 日本年金機構
- 二十八 沖縄科学技術大学院大学学園
- 二十九 株式会社国際協力銀行
- 三十 新関西国際空港株式会社

（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る認可法人）

第三十一条 法第百六条の二十四第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。

- 一 日本赤十字社
- 二 農水産業協同組合貯金保険機構
- 三 日本銀行
- 四 銀行等保有株式取得機構
- 五 預金保険機構
- 六 株式会社産業革新機構
- 七 株式会社地域経済活性化支援機構
- 八 原子力損害賠償・廃炉等支援機構
- 九 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
- 十 株式会社農林漁業成長産業化支援機構
- 十一 株式会社民間資金等活用事業推進機構
- 十二 株式会社海外需要開拓支援機構
- 十三 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構
- 十四 広域的運営推進機関

（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る公益社団法人又は公益財団法人）

第三十二条 法第百六条の二十四第一項第四号の政令で定める公益社団法人又は公益財団法人（以下「公益法人」という。）は、当該公益法人が国から交付を受けた補助金、委託費その他これらに類する給付金（以下この条において「給付金等」という。）のうちに占める第三者へ交付した金額の割合

、当該公益法人が国から交付を受けた給付金等の総額が当該公益法人の収入金額の総額に占める割合、試験、検査、検定その他の行政上の事務の当該公益法人への委託の有無その他の事情を勘案して内閣官房令で定めるものとする。